

【厚生労働省通知】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について(以下「位置付け変更通知」という。)別紙(R5. 4. 28)に係る名古屋市 QA

今般「位置付け変更通知」が発出されたことに伴い、【厚生労働省通知】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(以下「厚労省通知」という。)(第7報)(R2. 5. 27)別添に係る名古屋市 QA 第6版 を廃止し、以下のとおりの取扱いとします。

1. 厚労省通知(第7報)別添 問2関係

問2 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合であって、利用者の居宅等においてできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。

(答)

本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定されないが、今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に休業することとした場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。

なお、事業所から市町村への休業する旨の報告は、事前に行われることが望ましいが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではない。

Q1 どのような場合に自主的な休業をしてよいのか。

A ①近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために自主的な休業を検討することが考えられますが、この場合は**休業期間を定めた上であらかじめ当該利用者個々の同意をとること及び休業前に本市への報告が必要となります。**

また、②事業所の職員・利用者に感染が疑われるものが多数発生し、事業所の判断で通常のサービス提供が困難になったとしてやむを得ず自主的な休業が行われることが想定されますが、①と同様に、**休業期間を定めた上で当該利用者個々の同意をとることが必要です。**ただし、緊急やむを得ない場合として、当該利用者個々の同意及び本市に対する報告が事後の対応となる

ことも可能とします。(休業を行った日の翌日(休庁日の場合は翌開庁日)までに本市までご一報ください。)

①及び②いずれの場合においても、「位置付け変更通知」において、臨時的取扱いの運用は、**新型コロナウイルス感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限る**こととされておりますので、ご注意ください。

なお、地域の状況や事業所からの相談を踏まえた上で、個々の事業所又は特定地域の事業所に対し、本市が事業所に対して休業要請等を行うことが想定されますが、この場合、当該利用者個々の同意は不要とし、原則事例発生の際に個別に調整させていただきます。

Q 2 自主的に休業する際の、利用者の同意はどのようにとればいいのか

A あらかじめ、休業の理由、休業の期間、休業中に居宅にて行う支援の内容、居宅においての支援でも利用者負担額が発生すること、その他休業に関して必要なことを利用者又はその家族に説明したうえで**原則書面**にて同意を取ってください。

Q 3 自主的な休業を行う場合で利用者の同意が取れない場合はどうなるのか。

A 休業の同意がない方がいる場合はその方は休業対象となりません。

Q 4 「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、(略)報酬の対象とすることが可能とする。」とあるが、具体的にはどのような支援を行えばよいのか。

A Q 1 の場合は、通常の営業日に相当する日に当該事業所の職員が利用者の居宅(グループホーム等の住居含む)を訪問し、通常の障害福祉サービスの代替となる以下(1)から(3)の支援を行いその記録を作成した場合に報酬の対象とすることが可能です。

(1) 健康管理の内容

利用者の体温の計測および、症状を聞き取り記録する。特に高齢者、基礎疾患を抱える者、妊婦など、重症化リスクが高い方の体調変化には十分に留意すること。発熱など体調不良がある場合には、まずはかかりつけ医等の医療機関へ相談するよう促すこと。かかりつけ医がないなど、受診先に迷う場合は受診相談センターへ電話連絡し相談するよう促すこと。翌日以降についてもその結果を把握し記録すること。

(2) 相談支援の内容

ア 営業日に相当する日について、家庭等での状況を利用者・家族等に聞き取り記録するとともに、必要に応じて居宅介護サービス等の他の

社会資源の紹介等を行うこと。

イ 感染症予防策について、厚生労働省作成の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」他、新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡等に基づき飛沫感染対策、接触感染対策、感染経路の遮断等について適切に利用者・家族等に周知すること。

(3) その他できる限りの支援

利用者の状況に応じて、通常障害福祉サービスの代替となるような介護、創作的活動及び生産活動に類する支援を適宜実施し、記録してください。

※その他、支援内容に関する疑義があれば個別にお問い合わせください。

Q 5 自主休業の際にQ 4の支援を行った場合、利用者負担額は発生するのか。

A 「通常提供しているサービスと同等のサービス」を受けたこととなりますので、実際に利用した際と同様の自己負担額が発生します。

Q 6 自主休業に同意している利用者が、休業中に他の日中活動系サービスを利用した場合で、休業事業所においても、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供した場合については報酬算定の対象となるか。

A なりません。実際に通った日中活動系サービス事業所での報酬算定となります。

Q 7 自主休業中に契約者全員に「通常提供しているサービスと同等のサービスを提供」した場合、すべて報酬の対象となるのか。

A 1日について、定員数までの算定となります。(施設外就労を行っている場合は、「1日当たりの定員+従前の1日当たりの施設外就労者数」まで)

Q 8 市町村事業である名古屋市デイサービス型地域活動支援の場合はどのような対応をとればよいのか。

A 自主休業の報告等の対応自体は障害福祉サービスと同様となります。

ただし、Q 4の支援を行う際の報酬算定に関しては、利用者本人との契約による提供時間内で支援を行っていただき、実際の提供時間により、報酬算定してください。例えば、通常10時から16時に通所している障害区分 身体1の方で、13時から13時30分の間で自宅への訪問支援を行った場合、基準額として、3,600円を算定するという形となります。

(参考)

【名古屋市デイサービス型地域活動支援の基準額及び利用者負担額(R2年4月提供分以降)】

支給内容	障害区分	提供時間	基準額	利用者負担額
基準額	身体 1	4 時 間 ま で	3,600 円	360 円
		4 時間超～6 時間まで	6,100 円	610 円
		6 時 間 超	7,700 円	770 円
	身体 2 難病患者等	4 時 間 ま で	3,100 円	310 円
		4 時間超～6 時間まで	5,300 円	530 円
		6 時 間 超	6,700 円	670 円
	知 的 精 神	4 時 間 ま で	2,700 円	270 円
		4 時間超～6 時間まで	4,500 円	450 円
		6 時 間 超	5,700 円	570 円

Q 9 Q 1の自主休業の際の名古屋市への報告はどのように行うのか。

A 障害者支援課あて電話(052-972-3967)ください。状況等をお伺いした上で、報告方法等についてお伝えいたします。

Q 10 利用者が感染者となり入院した場合は、報酬の対象となるか。

A 利用者が入院した際は報酬の対象とはなりません。

Q 11 自主的な休業を行う期間中、事業所の職員は配置しなくてもよいか。

A 原則として人員基準を満たす配置をしてください。代替施設でのサービス提供や居宅への訪問のできる限りの支援の提供を行い、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供したと認められる支援を行っていただく必要があります。(Q4参照)

Q 12 自主的な休業を行う取扱いはいつまで認められるのか。

A 自主的な休業の期間については本市にご報告をいただいた期間までの取扱いとしてください。当初ご報告いただいた期間内に事業所の設置地域で感染が収束しない等の場合は、再度、利用者への同意や本市への報告等一連の手続きを行ってください。

なお、自主的な休業期間の設定については必要最低限の期間としてください。また、感染の収束状況に応じて、本市へ報告いただいた期間を待たず

事業を再開いただくことは差支えありません。(その際は本市へご報告をお願いいたします。)

2. 厚労省通知(第7報)別添 問5関係(位置付け変更通知別紙連番3における5類移行後の取扱内容)

事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設のサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同様の報酬算定が可能。

※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定

- ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

Q1 「代替施設のサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」とあるが、具体的にはどのような支援を行えばよいのか。

A 「1. 厚労省通知(第7報)別添 問2関係 Q4」Aの通り。

Q2 利用者が感染者となり入院した場合は、報酬の対象となるか。

A 利用者が入院した際は報酬の対象とはなりません。

3. 厚労省通知(第7報)別添 問6関係(位置付け変更通知別紙連番2における5類移行後の取扱内容)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能)

※なお、当該特例は職員が感染者又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)となった場合に限る。

Q1 厚労省通知の算定可能である加算の例以外の加算については算定できないのか。

A 次ページの表に記載の加算については算定の対象とします。

(次ページの表に記載の加算であっても、利用者への個別支援等の人員配置に関わらない加算要件については、個別に厚労省通知(第7報)のQA等で示された内容を除いて、引き続き満たしていただく必要がありますのでご留意ください。)

	主たる要件が人員配置	人員配置に加えて個別支援等が必要
居宅系		●特定事業所加算
療養介護	●福祉専門職員配置等加算 ●人員配置体制加算	
生活介護	●人員配置体制加算 ●福祉専門職員配置等加算 ●常勤看護職員等配置加算 ●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度障害者支援体制加算(7単位分)	重度障害者支援体制加算(180単位分) リハビリテーション加算
短期入所	●常勤看護職員等配置加算 医療連携体制加算(Ⅸ) 栄養士配置加算	
重度障害者包括支援		地域生活移行個別支援特別加算 精神障害者地域移行特別加算 強度行動障害者地域移行特別加算
施設入所支援	●夜勤職員配置体制加算 重度障害者支援加算(Ⅰ) 重度障害者支援加算(Ⅱ・7単位分) ●夜間看護体制加算 ●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	重度障害者支援加算(Ⅱ・180単位分) 地域生活移行個別支援特別加算 栄養マネジメント加算 経口維持加算 療養食加算
自立訓練(機能訓練)	●福祉専門職員配置等加算 ●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	リハビリテーション加算 社会生活支援特別加算
宿泊型自立訓練	福祉専門職員配置等加算 地域移行支援体制強化加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 看護職員配置加算(Ⅱ)	夜間支援等体制加算(Ⅰ・Ⅱ)
自立訓練(生活訓練)	●福祉専門職員配置等加算 ●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 看護職員配置加算(Ⅰ)	個別計画訓練支援加算 日中支援加算 地域生活移行個別支援特別加算 精神障害者地域移行特別加算 強度行動障害者地域移行特別加算 社会生活支援特別加算
就労移行支援	●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ●福祉専門職員配置等加算 ●就労支援関係研修終了加算	社会生活支援特別加算
就労継続支援(A型)	●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ●福祉専門職員配置等加算 ●賃金向上達成指導員配置加算	社会生活支援特別加算
就労継続支援(B型)	●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ●福祉専門職員配置等加算 ●目標工賃達成指導員配置加算	社会生活支援特別加算
就労定着支援	●職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	
自立生活援助	●福祉専門職員配置等加算	
共同生活援助	●福祉専門職員配置等加算 ●視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 看護職員配置加算 夜勤職員加配加算(日中サービス支援型のみ) 医療連携体制加算(Ⅶ)	夜間支援等体制加算(Ⅰ・Ⅱ) 重度障害者支援加算 日中支援加算 地域生活移行個別支援特別加算 精神障害者地域移行特別加算 強度行動障害者地域移行特別加算
地域移行支援		
地域定着支援		
計画相談支援	●行動障害支援体制加算 ●要医療児者支援体制加算 ●精神障害者支援体制加算	●特定事業所加算

● 厚労省例示

※その他、加算の算定要件に関する疑義があれば個別にお問い合わせください。

4. 厚労省通知（第7報）別添 問12、25、26、27 関係
（位置付け変更通知別紙連番4における5類移行後の取扱内容）

各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能

Q1 テレビ会議による対応が可能となる要件について。

A 本市においては、特定事業所加算の定期的な会議の開催については、算定要件上「実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない」とされていることから、個別又は数人ごとに開催いただく等の対応をお願いしております。

ただし、感染拡大防止の観点から上記に依り難い場合には、テレビ会議による対応とすることも可能です。

5. 厚労省通知（第7報）別添 問18及び問21 関係
（位置付け変更通知別紙連番19及び23における5類移行後の取扱内容）

新型コロナウイルス感染症が発生した場合又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合において、緊急的な対応について他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜勤支援等体制加算の算定が可能。

※上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様

Q1 上記算定の際、指定権者に連絡する必要があるか。

A 本市においては、既に届出済みの区分と同じ区分で算定を行う場合の連絡は不要です。この場合、応援職員の派遣に関して派遣元と派遣先で合意した旨の書面を作成してください。また、応援職員を含めた全従業者の勤務実態が把握できる、出勤簿及び勤務形態一覧表を作成し、派遣に関する合意書面と併せて、本市からの求めがあった際に提出できるようにしてください。

既に届出済みの区分と異なる区分で算定される場合は、改めて届出を行っていただく必要がありますので、個別にご相談ください。

なお、いずれの場合も派遣元の施設・事業所において人員欠如が生じないようご注意ください。

<本市QAに関する各問い合わせ先>

1～5（1のQ8を除く） 指定指導係 972-3967

1（Q8） 認定支払係 972-2639